

オーストラリアの労働事情とワーキング・ホリデー制度

増 田 正 勝*

目 次

- I. 序 論
- II. オーストラリアのワーキング・ホリデー制度
 - 1. ワーキング・ホリデー制度の生成と発展
 - 2. ワーキング・ホリデー制度の目的
 - 3. ワーキング・ホリデー制度の条件
 - 3-1. Working Holiday Visa (Subclass 417)
 - 3-2. Working and Holiday Visa (Subclass 462)
- III. オーストラリアのワーキング・ホリデー制度の実情
 - 1. WH ビザ入国者数
 - 2. WH ビザ入国者の滞在期間
- IV. ワーキング・ホリデー制度調査レポート① (1996年)
 - 1. 調査の概要
 - 2. オーストラリアの労働市場と WHM のインパクト
- V. ワーキング・ホリデー制度調査レポート② (2000年)
 - 1. 調査の概要
 - 2. オーストラリアの労働市場と WHM のインパクト
 - 2-1. WHM の雇用置換効果
 - 2-2. WHM の雇用創造効果
 - 2-3. 使用者の WHM 雇用理由
- VI. ワーキング・ホリデー制度調査レポート③ (2008年)
 - 1. 調査の概要
 - 2. オーストラリアの労働市場と WHM のインパクト
 - 2-1. WHM の雇用創造効果
 - 2-2. WHM の観光産業輸出的効果
 - 2-3. 農業部門における労働力不足と WHM
- VII. 結 論

I. 序 論

2007年に日本政府が外国人に対して発給したワーキング・ホリデー・ビザは、約5,000件で

あった。これに対して、同年、オーストラリアに入国したワーキング・ホリデー・ビザ保有者はおよそ135,000人であった。しかも25ヶ国以上の国々から若者たちがやって来ている。日本からも9,684人が入国している。オーストラリアは、最も古くからワーキング・ホリデー制度を実施してきた国のひとつであるだけでなく、その受入れ数から見てまさに「ワーキング・ホリデー大国」であるといえよう。

ワーキング・ホリデー入国者の数がいかに多いとはいえ、オーストラリアの労働人口約1,000万人からみれば、その数は微々たるものである。それにもかかわらず、表題のような問題提起が可能であるところに、オーストラリア独特の労働事情が存在することを認識せざるを得ないのである。

われわれの手に以下に三つの文献がある。それらに共通する問題意識は、ワーキング・ホリデー・ビザによる入国者 (Working Holiday Maker 以下では WHM と略す) が何らかの形でオーストラリア人から就業の機会を奪ってしまうのではないか、という潜在的な危惧であり、これに対して、どう対応すればよいかという問題である。

Joint Standing Committee on Migration (1997), *Working Holiday Makers: More than Tourists*, Australian Government Publishing Service.

Webster, Elizabeth/Harding, Glenys (2002), *The Working Holiday Maker Scheme and the Australian Labour Market*, Melbourne Institute of Applied Economic and Social Research, Uni-

* 広島経済大学経済学部教授

versity of Melbourne.

Tan, Yan/ Richardson, Sue/ Lester, Laurence/ Bai, Tracy/ Sun, Lulu (2009), *Evaluation of Australia's Working Holiday Maker (WHM) Program*, National Institute of Labour Studies, Flinders University.

第1の文献は、オーストラリア連邦議会内に設置された「合同常設移民協議会」(Joint Standing Committee on Migration)のレポートで、かなり詳細な状況分析を踏まえて具体的な改革案を勧告する形をとっている。第2と第3の文献はいずれも大学の研究機関による調査報告書である。上述したような潜在的危惧は依然として意識されつつも、第1の文献に比べるとむしろワーキング・ホリデー制度を積極的に肯定しさらにこれを促進しようとする姿勢が強く見られる。

他方、近年、オーストラリアでは、とくに農園業における労働者不足を補うために、近隣のアジア諸国から季節的外国人労働者 (seasonal guest-worker) 受入プランが議論されている。2005年度の移民プログラムでそのパイロット計画が検討されたが、オーストラリア政府の内閣はこの計画の導入を拒絶している。もっともこれで季節的外国人労働者受入プランが消え去ったわけではなく、それを積極的に推進にしようとする意見は依然として強いものがある。この議論の中に WHM とバックパッカー (backpacker) が登場してくる。農園主が不足する労働力を WHM とバックパッカーで補っているという現実があるからである。

このことは、一方では WHM による低スキル労働力市場の侵害を危惧しながら、他方では不足する低スキル労働力を WHM によって補充しているという、一見すると矛盾する、しかしオーストラリア独特の労働事情が存在することを物語っている。

以下では、まず今日に至るまでのオーストラ

リアのワーキング・ホリデー制度の展開を概観し、次に上掲の三つの文献を順次取り上げて、そこに共通する問題意識を明らかにしつつ、オーストラリアのワーキング・ホリデー制度がその労働市場にどのようなインパクトを与えているか、またその背後にはどのようなオーストラリア独自の労働事情が存在するかについて考察を試みる。

II. オーストラリアのワーキング・ホリデー制度

1. ワーキング・ホリデー制度の生成と発展

オーストラリアのワーキング・ホリデー制度 (Working Holiday Program/ Working Holiday Maker Program) の誕生は1975年1月に遡る。まず英国との間で互恵的なワーキング・ホリデー制度に関する二国間協定が締結された。これには、それ以前にすでに英国はオーストラリアの青年を WHM として受け入れてきたという経緯があった。続いて同じ年にカナダとアイルランドとの間でワーキング・ホリデー協定が結ばれた。しかし、これは両国からの WHM をオーストラリアへ受け入れることを認めたものであって、この時点ではまだ互恵的な協定に入っていなかった。カナダとは1977年に、アイルランドとは1985年に互恵的協定が締結されている。

1975年以前は、ヨーロッパ内イギリス連邦およびアイルランドの国民は、オーストラリアへ入国するさいに特別のビザを必要としなかった。ところがワーキング・ホリデー制度の導入と同時にこのような特権が廃止され、ニュージーランドを除くすべての外国人に対して入国ビザが要求されるようになった。

その後、ワーキング・ホリデー協定国は次々と拡張されていった。1980年に日本¹⁾、1981年にオランダ、1995年に韓国、1996年にはマルタとの間で協定が締結され、今日では25ヶ国に及

んでいる。以上の7ヶ国に加えて、ドイツ、フランス、スウェーデン、イタリア、デンマーク、ベルギー、フィンランド、ノルウェー、エストニア、キプロス、台湾、香港、さらにチリ、インドネシア、タイ、マレーシア、トルコ、米国の18ヶ国がオーストラリアとの間でワーキング・ホリデー協定を結んでいる。マレーシアとは最も新しく2009年2月に締結されている。

上述の25ヶ国の中で、英国から香港までの19ヶ国と、チリから米国までの6ヶ国とは別々のビザ条項が適用されている。前者には従来の Working Holiday Visa (Subclass 417) (以下では WH ビザ417とする) が適用されるが、後者には Work and Holiday Visa (Subclass 462) (以下では WH ビザ462とする) が要求される。

この WH ビザ462でも、18歳から31歳までの青年に WHM として12か月間オーストラリアに滞在し、その間就労することを認可する点においては WH ビザ417と変わりはないが、ビザの発給条件を異にしている。これについては後述する。

このように二種類のビザ条項が存在しているが、いったん入国が許可されれば同じ WHM である。本稿でも両者を区別することなく WHM として取り扱う。

2. ワーキング・ホリデー制度の目的

ワーキング・ホリデー制度の一般的な目的は、若い人々に他国の文化を経験する機会を提供して国際的相互理解を促進するところにある。すなわち、オーストラリア滞在与一時的就労を通してより密接にオーストラリアを経験させることによって、WHM にオーストラリアとその国民および文化について深く知る機会を提供し、それによってオーストラリアと諸国間の相互理解を進めるところにある。これは、WH 協定に参加している国々に共通する目的意識と考えら

れるが、オーストラリアの場合、別に固有の目的も志向されている。

WHM 制度がオーストラリアに伝統的な移民政策の一環として理解されてきたということである。すなわち、オーストラリアへの永続的な移住を決断するに先立って、潜在的な若い移民希望者にオーストラリア人のライフスタイルを体験できる機会を提供しようという目的であった。1997年の時点でもオーストラリアの「移民・多文化問題局」(Department of Immigration and Multicultural Affairs DIMA) は、WHM プログラムが「潜在的な未来の移民を惹きつけるために利用されてきた²⁾」ことを否定しないが、今日では直接的にそのことに言及されることはほとんどなくなっている。しかし、いわゆる専門職移民 (Professionals and other skilled migrants) 政策が積極的に推進される現在においても³⁾、WHM 制度に対する、このような期待は依然として持続していると考えられる。

オーストラリアの WHM 制度には、これを移民政策の一環として位置づけようとする意識が潜在的に存在しているとしても、これはいわば WHM 制度の副次的な効果である。それに先立って何よりも本来の第1次的な目的が達成されているかどうか、WHM 制度の実施者であるオーストラリア政府の中心的な関心事となっている。前掲の三つの WHM 調査も本来の目的との関連で WHM 制度の現状を分析しようとしている。

3. ワーキング・ホリデー制度の条件

3-1. Working Holiday Visa (Subclass 417)

このビザ条項は、WHM プログラムについてオーストラリアとの間で互恵的な二国間協定を締結している、上述の英国から香港までの19ヶ国に対して適用される。

ワーキング・ホリデー・ビザ (以下では WH

ビザと略する)は、18歳から31歳までの若者に発給され、12か月間まで WHM としてオーストラリアに滞在し、その間必要な経費を就労によって稼得することが認められている。

以前は同一使用者について3か月間までしか就労が認められていなかったが、現在では6か月間まで就労することができる。この6か月間が過ぎると別のところに就労のチャンスを見つけないといけない。勉学期間は4か月間まで認められている。

この WH ビザの有効期限は1年間までであるが、さらに延長を希望する場合には第2 WH ビザ (Second Working Holiday Visa) の発給を受けることができる。この場合の条件は、第1 WH ビザで滞在している期間中に、オーストラリアの一定の地域で、指定された産業分野で一定の仕事に最低3か月間就労し、そのことについて使用者の証明を受けることである。このような条件は第2 WH ビザの申請時に要求されるものであって、第2 WH ビザで滞在中の就労については特別の条件はない。

この場合、一定の地域とは、オーストラリア首都特別区 (Austaralian Capital Territory)、各州の州都および特別に指定された地域を除く地域である。例えば、ビクトリア州であれば、メルボルンを除く地域である。また、指定された産業とは、農・林・水産業に鉱業と建設業を加えたもので、そこでどのような職種に携わることができるかについては別に詳細に規定されている。

この第2 WH ビザの発給条件から、労働力としての WHM にオーストラリアが何を期待しているかがはっきりと見えてくる。そのことについては別に考察を加える。

3-2. Working and Holiday Visa (Subclass 462)

オーストラリアの WH ビザには二種類のビザ条項が存在するが、いったん WHM として入国

が許可されれば、滞在中の条件等について違いはない。では、なぜオーストラリアは二種類のビザ条項を設けているのであろうか。

それは、このビザ条項が適用されるチリ、インドネシア、マレーシア、タイ、米国とオーストラリアとの間では、互恵的協定関係を形成することが難しいということから来ている。すなわち、これらの国々は、オーストラリア人に対して互恵的な機会を与えることができないか、あるいは自国民に対するビザ発給について一般に規制がきわめてゆるやかである国々である。したがって、オーストラリア政府は、WH ビザ462の申請者に対してやや厳しい学歴条件および語学資格を要求するとともに、これらの国々からの WHM の受入れ数について一定の制限を設け、さらに申請者は自国政府から身分保証を受けることを条件にしている。

III. オーストラリアのワーキング・ホリデー制度の実情

1. WH ビザ入国者数

オーストラリアと WHM 協定を締結している国々からの WH ビザ入国者数の変遷は表1と表2のようになっている。表1は1983年度から1999年度までの変遷を、表2は2000年度から2007年度までの変遷を示している。

1983年から2007年までの15年間にオーストラリアへの WH ビザ入国者数は増加の一途をたどっているが、国によってその増加の様相はさまざまである。英国は最大の WHM 送り出し国であるが、2000年前後をピークにやや減少傾向にある。アイルランド、カナダ、日本については大きな変化はない。急増が目立つのは、韓国、ドイツ、フランス、台湾などである。

2. WH ビザ入国者の滞在期間

WH ビザで入国した若者たちはどれぐらいの期間オーストラリアに滞在しているのであろう

表1 WH ビザ入国者数 (1983年度～2000年度)

(人)

年度	アイルランド	英 国	オランダ	マルタ	カナダ	日 本	韓 国	総 数
1983	161	3,675	146	20	678	871		5,919
1984	681	5,971	266	20	996	1,582		10,089
1985	1,287	7,450	320	0	936	1,768		12,447
1986	2,596	12,204	516	0	1,298	2,908		20,695
1987	3,986	17,925	764	0	2,226	4,619		31,253
1988	4,224	28,033	875	22	3,755	6,377		45,368
1989	3,231	30,653	1,145	18	4,010	6,691		47,381
1990	2,241	29,492	1,171	42	4,102	5,718	15	44,495
1991	1,385	17,758	829	2	2,829	6,198		30,189
1992	1,256	12,972	1,266	1	1,911	5,577		23,944
1993	2,405	16,787	2,093	4	2,592	6,772	3	32,174
1994	4,286	19,232	2,762	44	3,071	7,561		38,861
1995	4,882	20,358	3,568	3	3,539	7,182	561	42,685
1996	6,841	23,969	4,400	51	3,325	9,600	1,712	52,748
1997	8,189	29,789	4,729	78	3,765	10,057	1,162	60,291
1998	9,333	32,960	4,951	17	4,318	9,400	1,345	64,167
1999	12,285	41,198	5,913	66	5,597	9,727	1,389	79,237

Source: Department of Immigration and Multicultural and Indigenous Affairs, Visa Arrival Statistics. (Webster, Elizabeth/Harding, Glenys (2002), *The Working Holiday Maker Scheme and the Australian Labour Market*, Melbourne Institute of Applied Economic and Social Research, University of Melbourne, p. 42.)

か。表3は、2000年度から2007年までの各年度における滞在期間(日数)をまとめたものである。

WHMの滞在期間は、国によってまちまちであり、また同じ国でも年度によっていろいろである。したがって平均滞在日数を出してみてもあまり意味がないが、少しは傾向を見ることができかもしれない。2005年度から2007年度までの3年間における平均滞在期間は表3の通りであるが、WHビザ入国者数がきわめて少ない米国、キプロス、トルコは除いている。

全体で最も滞在期間の長いドイツを除いて、一般にカナダおよびヨーロッパ諸国(とくにスウェーデン、オランダ、デンマーク、フィンラ

ンド、ノルウェー)からのWHMの滞在期間は比較的短い。これに対してアジア諸国(韓国、日本、台湾、香港)からのWHMの滞在期間はやや長くなっている。中でもタイからのWHMの滞在期間はドイツについて長い。

WHMの滞在期間がその国によって違いがあることについては、オーストラリア滞在中のWHMの活動実態を把握し分析しなければならないが、前掲の三つのWHM調査レポートもそこまでは調査を行っていない。タイからのWHMはおそらく就労が滞在期間を長くしていると推測されるが、ドイツからのWHMの滞在期間が最も長いのは就労以外にオーストラリア国内旅行に多くの時間を使っているのだらうか。

表2 WHビザ入国者数(2000年度~2007年度)

(人)

年 度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
英 国	39,963	37,868	37,392	34,672	28,910	27,044	27,326	28,960
韓 国	1,654	2,848	4,858	7,856	14,563	20,086	24,146	26,758
ド イ ツ	2,549	5,514	6,603	8,626	10,176	10,973	13,979	15,380
アイルランド	12,846	10,065	10,032	11,851	12,014	11,736	12,004	14,617
日 本	9,167	9,293	9,148	9,488	9,490	8,862	9,683	9,684
フ ラ ンス	143	1	1	787	3,836	5,449	6,918	9,108
カ ナ ダ	5,816	5,515	5,642	6,121	6,324	6,391	6,194	6,964
台 湾	0	0	0	0	167	613	1,666	4,656
スウェーデン	99	2,005	2,542	2,515	3,099	3,444	3,686	3,643
オ ラ ン ダ	5,690	4,663	3,616	2,912	2,705	2,679	3,054	3,335
イ タ リ ア	139	0	1	506	1,679	2,240	2,838	3,151
米 国	143	2	3	2	2	2	4	1,670
デンマーク	49	864	1,006	1,120	1,240	1,252	1,270	1,073
香 港	1	7	42	89	186	281	705	995
ベルギー	65	0	0	0	309	725	798	897
フィンランド	7	8	251	643	758	861	896	866
ノルウェー	9	307	647	615	620	605	561	657
チ リ	0	0	0	0	0	14	275	534
イ ラ ン	0	0	0	29	239	483	1,035	417
エストニア	1	0	0	0	1	156	276	414
タ イ	0	0	0	0	0	29	126	181
マ ル タ	56	75	66	72	93	89	100	83
キ プ ロ ス	0	0	11	9	6	7	6	4
ト ル コ	0	0	0	0	0	0	0	4
そ の 他	245	47	39	104	62	118	315	337
総 数	78,642	79,082	81,900	88,017	96,479	104,139	117,861	134,388

Source: Department of Immigration and Citizenship, Visa Arrival Statistics, unpublished data.

(Tan, Yan/ Richardson, Sue/ Bai, Tracy/ Sun, Lulu (2009), *Evaluation of Australian's Working Holiday Maker (WHM) Program*, National Institute of Labour Studies, Flinders University, p. 4. Table 1-1)

IV. ワーキング・ホリデー制度調査レポート①(1996年)

1. 調査の概要

1996年6月、「合同常設移民協議会」(Joint Standing Committee on Migration) (以下では

JSCM と略する) は、WHM 制度に関する調査に着手した。その調査結果は、翌年の1997年、“*Working Holiday Makers : More than Tourists*” という表題をもったレポートとして JSCM によって刊行された。147ページから成る分厚いレポートである。以下では、これを「調査レ

表3 WH ビザ入国者の滞在期間（2000年度～2007年度）

（日数）

年 度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	平均 (注)
英 国	226	223	219	214	206	207	209	201	205
韓 国	302	302	299	293	288	275	275	243	264
ド イ ツ	177	191	199	330	376	252	383	359	331
アイルランド	280	279	278	274	250	267	243	220	243
日 本	88	274	280	277	272	263	261	231	251
フ ラ ンス	236	321	119	170	202	211	210	203	208
カ ナ ダ	185	187	189	181	183	180	180	173	177
台 湾					266	259	269	229	252
スウェーデン	168	155	152	153	154	148	153	152	151
オ ラ ン ダ	178	177	180	182	187	180	179	169	176
イ タ リ ア	126		356	244	201	199	203	199	200
米 国	182	147	44	199	357	250	256	165	
デンマーク	249	152	150	148	152	145	140	145	143
香 港	95	98	236	260	270	259	271	218	249
ベルギー	232				206	209	219	201	209
フィンランド	284	236	183	207	205	191	190	182	187
ノルウェー	250	160	175	168	174	161	163	165	166
チ リ						209	261	203	224
イ ラ ン				268	298	314	305	199	272
エストニア	353				284	274	260	232	255
タ イ						337	342	289	322
マ ル タ	190	257	251	258	267	244	294	227	255
キ プ ロ ス			179	150	216	219	162	285	
ト ル コ								194	

Source: Department of Immigration and Citizenship, Visa Arrival Statistics.

(Tan, Yan/ etc. (2009), p. 5. Table 1-2)

(注) 2005年度から2007年度までの3年間における平均滞在期間（日数）。筆者による計算で、小数点以下は切り捨てた。

ポート①」とする。

この「調査レポート①」は、以下のような諸事項に関連して実施された。

- ①WH ビザの基準・条件を含めて、現行のWHM 制度の適正さについて。
- ②WH ビザの発給数制限の妥当性について。
- ③WH ビザの認可およびその発給条件の遵守

に関する行政の効率性と効果について。

- ④労働市場への影響を含めて、WHM がオーストラリア社会に与えているインパクトについて。

- ⑤他国との間で締結されている互恵的 WHM 制度の適正さおよび効果について。

これらの調査項目から見ると、JSCM の調査

がきわめて総合的な意図に支えられていたことがわかる。

JSCM の調査方法は、調査事項についての有識者および関連組織からの意見の収集 (95件)、政府機関・民間団体からの出されたさまざまな出版物や新聞・雑誌の関連記事の収集・分析、さらにオーストラリア各地における個人および組織を対象とするヒアリングおよびワークショップにおける意見聴取、と広汎にわたっている。このようにして得られたいろいろな意見を集約しながら、上記の五つの事項について JSCM としての意見をまとめ、それを政府に勧告するという形をとっている。

これらの五つの調査事項にはそれぞれ固有の問題意識が存在するが、本稿におけるわれわれの関心は上記の事項の中の④にあるので、以下ではその点について見ていこう。

2. オーストラリアの労働市場と WHM のインパクト

このような問題が提起された背景には、1991年「オーストラリア労働組合協議会」(Australian Council of Trades Union) が WHM プログラムの規模について関心を寄せ、オーストラリア人労働者が WHM によって雇用の機会を奪われていないかどうかについて、これまで適切な調査が行われてこなかったことを指摘したということがあった。また、1995年には WHM の雇用についていくつかの問題が提起された。この当時、WHM は同一使用者のもとで3か月間までしか就労することが認められていなかったが、3か月を越えて働いている WHM がいること、また WHM と通常の雇用契約を締結する使用者や WHM に最低賃金以下の賃金を支払っている使用者が存在することが報告されていた。さらにクイーンズランドでは日本人の WHM が観光ガイドとして働いていることが問題視されていた。

では、WHM はオーストラリアの労働市場に

対してどのようなインパクトを与えているのだろうか。この問題に関して各方面から寄せられた実態報告や提言を検討して、JSCM は以下のようなことを結論としてまとめている⁴⁾。

- 1) 園芸業 (horticultural industry) のような、短期間の季節労働者を必要とする産業にとって、WHM は補充的労働の重要な源泉となっている。多くの場合、とくにピーク時には WHM は欠かせない存在となっている。
- 2) オーストラリアの労働市場に WHM が与えている影響はきわめて小さいことを統計的証拠は示しているが、一定の地域の特定の産業において WHM はかなり重大なインパクトを与えている。
- 3) WHM がビザ条項にある就労条件を守らなかったり、観光ビザで入国したバックパッカーが WHM ビザ保有者を装って就労しているという実態あり、これはオーストラリアの労働市場に悪影響を与えている。
- 4) 観光産業において業者が WHM を雇用しているケースが多くあり、オーストラリア人から雇用の機会を奪っている。
- 5) ケアンズの「連邦雇用局」(Commonwealth Employment Service CES) は、いくつかの地域では WHM を簡単に雇用できるので、そのことによって若いオーストラリア人の職業訓練が妨げられていると報告している。
- 6) JSCM は、WH プログラムを支持するが、それがオーストラリアの労働市場問題にとってひとつの解決要因として利用されることがあってはならないと強く主張する。季節的労働の基礎プールとして、あるいは言語スキルのような特殊技能の予備的資源として WHM が活用されることがあっても、労働市場問題の短期的な解決をもたらすだけで、関連産業やオーストラリア社会

にとっての長期的な利益につながるものではない。労働市場問題は、適切な労働市場プログラムによって検討されなければならない。

7) 労働市場に対する WHM のインパクトについての統計や研究調査はきわめて少ない。将来この問題について何らかの意思決定を迫られた場合には、もっとも詳細な研究調査が必要となつてこよう。

第1点は、果実や野菜などの園芸産業のみならず、繁忙に波のあるホテル・宿泊業についても言われている。かつて園芸産業では収穫期には巡回労働者 (itinerant workers) によって不足労働力を補充するのが伝統であった。しかし、今日ではこうした巡回労働者の数は激減し、WHM に頼らざるを得ないのが現実である、と「クイーンズランド果実・野菜栽培者団体」(Queensland Fruit and Vegetable Growers) は述べている。また、「オーストラリア商工会議所」(Australian Chamber of Commerce and Industry ACCI) によれば、高い失業率にもかかわらずオーストラリア人が園芸産業における労働を忌避するのは、それが負荷の多い肉体労働であるばかりではなく、季節的労働で、しかも都市部から離れた地方で働かなければならないからである⁵⁾。「ノーザン・ビクトリア果実栽培業者組合」(Northern Victoria Fruitgrowers' Association) は、Victoria's Goulburn Valley では収穫期になるとおよそ8,000人の労働力が必要となり、土地の人々、失業者、専門的な収穫労働者、さらに WHM によってそれを補充しているが、WHM の存在は不可欠であるとしている⁶⁾。

第2点は、このような実情を背景にまとめられた結論である。とくに都市部から離れた地方にある園芸産業では季節的な労働力不足状態が生まれ、それを WHM で補充しているのである。季節的労働力を WHM に依存しているとい

う特殊な労働市場の構造が浮かび上がってくる。

第3点は、観光産業における WHM の問題である。観光産業においても季節的労働力に対して大きなニーズがある。「ダーウィン地区観光協会」(Darwin Region Tourism Association) は、ピーク時にはその地方の労働市場から労働力を調達できず、WHM が不可欠の労働力資源となっていることを強調している⁷⁾。また、「オーストラリア免税店経営者協会」(Australian Duty Free Operators Association) によれば、大型免税店としてはバイリンガルないしマルチリンガルの人材を必要としているのだが、そのようなオーストラリア人を見つけるのは不可能に近い。日本語を流ちょうに話せるようなオーストラリア人はたいだい大卒者だから免税店などでは働かない。そこで人材を WHM に求めるようになる。「日本人観光客をターゲットにする大規模免税店経営会社の多くは、ワーキング・ホリデーでオーストラリアに行こう、と日本国内で若者たちに宣伝をしている」という⁸⁾。滞在中の WHM では足りなくて、さらに海外から WHM を呼び寄せようとしているのである。

第4点は、WHM およびバックパッカーの不法労働に関することである。観光ビザで入国したバックパッカーはもともとどのような形であれ就労することは許されていない。ところが、ビザを確認されない以上 WHM を装うことが可能であるし、また使用者がそのことを認知していなかったり、あるいはそのことを知りながらバックパッカーを雇用している、という実態がある。それだけ特定の地域や特定産業では労働力がひっ迫しているともいえよう。WHM が3か月以上同一使用者のもとで働いたり、使用者が不法な労働条件や最低賃金以下の賃金で WHM を働かせている、といった不法労働のケースも報告されている。

第5点から第7点までについてはとくにコメントを加えないが、このレポートの中でわれわ

れの注意を引いたいくつかのことに触れておこう。

ひとつは、ある巡回労働者が述べていることである。「オーストラリア人は仕事をしようとしていないから、作物の収穫を外国人労働者に頼らなければならないのだ、と農園経営者は言い張っているけど、実際は果実収穫作業や果実包装作業の賃金や作業条件を上げないための言い訳にすぎないのさ⁹⁾。」確かな証拠があるわけではないが、WHM やバックパッカーの存在が賃金や労働条件の向上を抑制させているということは十分に考えられる。

いまひとつは、WHM やバックパッカーがよく利用するホステル（宿泊所）が農園経営者から直接情報を受けて、労働力の補充に大きな役割を果たしているという指摘である¹⁰⁾。季節労働者が必要になると農園経営者はホステルに電話し、ホステルは必要な数の人員を集め、ホステルの送迎車ですぐに届けてくれるという関係である。このような関係が形成されているために、求職にさいして WHM は地方のオーストラリア人に比べて非常に有利な地位に置かれているのである。

さらに、「雇用・教育・職業訓練・青少年省」(Department of Employment, Education, Training and Youth Affairs DEETYA) は、「観光ビザのバックパッカーが就労しているとすれば、バックパッカーの数は WHM の数をはるかに上回るので、労働市場に与えるインパクトは相当のものになるだろう¹¹⁾」と述べている。労働市場に対する WHM のインパクトを問題にする場合には、バックパッカーの存在を抜きにできないのである。

第6点において、JSCM は、「WH プログラムを支持するが、それがオーストラリアの労働市場問題にとってひとつの解決要因として利用されることがあってはならない」と強く主張している。それにもかかわらず、園芸産業や観光産

業において WHM やバックパッカーが労働力不足を補充しているという事実は、現実にはそれがすでに「ひとつの解決要因」として利用されていることを示している。

V. ワーキング・ホリデー制度調査レポート② (2000年)

1. 調査の概要

JSCM (合同常設移民協議会) は、「調査レポート①」(1996年)の中で、労働市場に対する WHM のインパクトについて調査を行うことの必要性を政府に勧告していたが、この勧告を受けて、「雇用・職場関係省」(Department of Employment and Workplace Relations DEUR) と「移民・多文化・原住民問題省」(Department of Immigration and Multicultural and Indigenous Affairs DIMA) は、その調査をメルボルン大学の「メルボルン応用経済・社会調査研究所」(Melbourne Institute of Applied Economic and Social Research) に依頼した。同研究所が2000年に行った調査の結果をまとめたものが、2002年に刊行された「*The Working Holiday Maker Scheme and the Australian Labour Market*」であった。この「調査レポート②」は、「調査レポート①」が WHM の問題を包括的に扱っていたのに対して、表題からわかるように、労働市場に対する WHM のインパクトの問題にテーマを絞っている。

調査の目的は、現行の WHM 制度が労働市場に及ぼしている効果を評価することと、WHM 協定国をさらに拡張した場合に生じる影響を評価することに置かれている。そのために WHM のプロフィールと就労行動が分析される。

調査方法を見ると、以下のものである¹²⁾。

- 1) WHM を対象とするインタビュー調査：シドニー、ブリスベン、パース、メルボルン、ケアンズの各空港の出発ロビーで、およそ1,000人の WHM を対象に専門調査員

がインタビュー調査を行っている。主な調査項目は、①WHM の就労状況（就労数・就労日数・1週間当たりの就労時間など）、②WHM が就業した職業のプロフィール、③オーストラリア滞在中の WHM の支出総額、であった。

- 2) WHM を雇用した使用者を対象とするインタビュー調査：インタビューに応じた WHM によって判明した使用者の中で所在を確認できた297人の使用者を対象に、①WHM を雇用した主な理由、②WHM 制度に対する意見、についてインタビューが行われた。
- 3) 職業紹介業者を対象とするインタビュー調査：通常バックパッカーを使用者に紹介している24人の職業紹介業者を対象にして、使用者が WHM やバックパッカーを雇用する理由についてインタビューを行っている。

調査結果から得られた結論は、WHM 制度はオーストラリアの労働市場に対してマイナスのインパクトよりもむしろ雇用創造によるプラスのインパクトを与えている、したがって WHM 協定国を拡大することを促進してもよい、というものであった。

2. オーストラリアの労働市場と WHM のインパクト

2-1. WHM の雇用置換効果

WHM の就労プロフィールによれば、ほとんどの WHM は低スキルで非定期的な仕事に従事している。滞在期間中に WHM が従事する仕事数は、一人当たり平均、2.87である。また、一つの仕事に就いている期間は平均、1.96か月である。フルタイム労働者が1年間に11か月働くとして、WHM の仕事数をフルタイム労働者の仕事数に換算すると、各 WHM は1年間に0.511のフルタイムの仕事を行っていることになる。

この当時の WHM 滞在者はおよそ8万人であったので、全体としては40,909の仕事が WHM が遂行していることになる。

もし WHM 制度が存在していなかったらどうなるであろうか。低スキルで不定期的な仕事の三分の四は学生と成人女性によって行われ、残りの四分の一（10,100の仕事）だけが失業中の若いオーストラリア人に就業の機会を提供することになる。この予測は、低スキルで不定期的な仕事は現に同じような仕事セクターにある労働力によって補充されている、という事実に基づいている¹³⁾。

「調査レポート①」はこの種の分析は行っていなかったが、園芸産業において、伝統的な巡回労働者の領域へ WHM やバックパッカーが入り込んでいったということは、同じように解釈することができる。したがって、労働市場において WHM やバックパッカーと競争関係にあるのは学生やパートタイマーの女性であって、オーストラリア人青年一般から就業の機会を奪っているとはいえないということになろう。

2-2. WHM の雇用創造効果

「調査レポート②」は、オーストラリア滞在中に WHM が支出した支出総額から雇用創造の効果を算出しようとする¹⁴⁾。

まず、支出総額＝資金総額＋賃金総額、と計算される。資金総額は、WHM が入国のさいに持ち込んだ資金と滞在中に母国から引き出した資金の和から、出国のさいに持ち出す資金を差し引いた金額である。これは、20歳から29歳までの非 WHM ツーリストが最低29泊した場合に支出する金額に等しいと推定され、WHM 一人当たりの資金総額は6,398ドルとされる。

次に、WHM 一人当たりの賃金総額は9,916ドルと把握される。したがって、WHM 一人当たりの総支出額は16,314ドルと計算される。入国した WHM が8万人だとすると、WHM 全体が支出した金額は、およそ1億3千万ドルになる。

他方、2000年6月の時点で、宿泊業・カフェ・レストラン分野で雇用労働者が就労するひとつの仕事に対して支出される金額（賃金等）は、年一人当たり26,628ドルと推定されるので、この金額で上記の16,314ドルを割ると、0.613という数字が出てくる。これは一人のWHMが1年間に創造した労働と見なすことができる。WHMの総支出から割り出したWHM一人当たりの仕事は0.511であったから、0.613から0.511差し引いた0.102が、年間WHM一人によって創造された労働（仕事）と算定される。WHM総数は8万人であるから、これを上の数字に当てはめると、WHM全体としては41,000の仕事に従事して、49,000の労働を創造していることになる。この差8,000がWHM全体によって最終的に創造された労働ということになる。

「調査レポート②」は、以上のように雇用創造効果を評価して、オーストラリア政府はWHM制度の協定国をさらに拡大してもよい、という

結論を出すに至るのである。調査時点でオーストラリアが互恵的なWH協定を結んでいた国は8ヶ国であったが、その後今日までにさらに17ヶ国が加わった。「調査レポート②」における雇用創造効果の測定はかなり多くの不確定要素を含んでいるが、WHM制度はオーストラリアの労働市場に対してマイナスよりもプラスの効果を生み出しているという評価を下したことが、その後のWHM制度の促進に大きく貢献したと思われる。

2-3. 使用者のWHM雇用理由

「調査レポート②」は、「調査レポート①」が扱っていた、WHMやバックパッカーとその使用者の不法行為についてはまったく言及していないが、使用者がなぜ好んでWHMを雇用するか、その理由についてインタビュー調査を行い、その結果を表4のようにまとめている。

WHMの情報によって接触できた598人の使用者の中、その49.7%、297人に電話によるイン

表4 WHM雇用に関する使用者の見解

使用者のWHM雇用に関する見解	同意する割合 (%)
①WHMはその地方の青年よりもモチベーションが高い	48
②WHMはその地方の青年よりもスキルが高い	21
③WHMはその地方の青年よりも熱心に働く	39
④WHMはその地方の青年よりも信頼でき正直である	22
⑤WHMはその地方の青年よりも良好だといわれている	27
⑥WHMはその地方の青年よりも低い賃金でも喜んで働く	26
⑦私は外国語を話せる労働者を必要としている	14
⑧WHMを雇用するとひとつの仕事に短期間しか働いてくれないので不都合である	44
⑨WHMは交通手段をもたず、コンタクトするのが困難である	46
⑩その地方の青年を雇用する場合と比べてWHMを雇うと余分な事務処理が必要になる	23
⑪もしWHMを雇用できなければ私のビジネスは非常に不利な状態におかれる	46
⑫私はいつもWHMよりもオーストラリアの労働者に訓練を施す	34

Source: Working Holiday Maker Employer Survey, 2001, Melbourne Institute, University of Melbourne. (Webster, Elizabeth/Harding, Glenys (2002), *The Working Holiday Maker Scheme and the Australian Labour Market*, Melbourne Institute of Applied Economic and Social Research, University of Melbourne, p. 26. Table 17. より作成)

タビューを行い、そのうちの190人から有効な回答を引き出している。

この調査結果を見るかぎり、①と⑩以外は使用者がその地方の青年たちよりも WHM とくに好んで雇用する理由は強くない。⑧と⑨は、WHM を雇用することが使用者にとって大きな問題となっていることを示している¹⁵⁾。

では、それほど利点をもたない WHM を使用者が雇用するのはなぜであろうか。「調査レポート②」はそれについて三つの理由をあげている。

第1に、WHM はオーストラリア人青年よりも求職テクニックをもち、より戦略的に行動するのではないか、という見解は否定される。むしろ WHM はより積極的に使用者にアプローチし、公共職業紹介所にも熱心にアクセスしているという事実が指摘される。

第2に、同一使用者について3か月以上は働けないという、ビザ条項上の不利益にもかかわらず WHM を雇用するのは、それを補ってあまりある利点を WHM がもっているからだと思われる。この利点とは、WHM は雇用しやすい (available) という理由からである¹⁶⁾。すなわち、WHM が真面目で労働意欲が高いからといった理由からではなく、低スキルの一時的な仕事であっても進んで就労してくれる、という単純な理由からである。

第3には、その土地の失業中の青年は、WHM が就労しているような仕事に強い関心を有していないし、転職したいという気持ちもっていないからである。

使用者に対するインタビューからも、地方の失業中のオーストラリア青年たちに WHM がマイナスのインパクトを与えるには至っていないという実態が浮かび上がってくる。

VI. ワーキング・ホリデー制度調査レポート③ (2008年)

1. 調査の概要

2008年、「移民・市民権省」(Department of Immigration and Citizenship DIAC) の委託を受けて、アデレードのフリンダーズ大学 (Flinders Univ.) の「国立労働研究所」(National Institute of Labour Studies NILS) が行った WHM 調査の報告書が“*Evaluation of Australia's Working Holiday Maker (WHM) Program*” (2009年) である。

「調査レポート②」(2000年)以降、オーストラリアの WHM プログラムにはいくつかの大きな変化があった。まず、2008年までに、WHM 協定国がさらに11ヶ国増えて全体で24ヶ国となり、WH ビザによる入国者も150%増加している。2005年11月より、第1回 WH ビザで滞在している WHM がさらに期間の延長を希望する場合には、第2回 WH ビザが発給されるようになった。また WH ビザ462が導入され、WHM 制度の拡充が図られた。WHM は同一使用者のもとでは3か月以上は就労できなかったが、これが6か月間に拡張され、また勉学期間も3か月から4か月へ変更された。

このような WHM 制度をめぐる状況の変化は、WHM が労働市場に与えるインパクトについて新たな関心と問題意識を喚起させることとなった。

2008年の「調査レポート③」は、「WHM プログラムの経済的・労働市場的・社会的影響について総合的評価を行うこと」を目的として、以下のような点について調査および評価を試みている¹⁷⁾。

- ① WHM の人口学的・経済的・雇用構造的特質について。
- ② 地方および都市部の労働市場に対する WHM 制度の影響について。

- ③WHM 制度の経済的効果について。
- ④WHM 制度の実施・運用について。
- ⑤オーストラリア滞在中に受けた教育・職業訓練を含めて、WHM の体験について。

調査方法は、オンラインでビザ申請を行った WHM の99%、およそ19,500人を対象に、メールによるアンケート方式で、54の質問に回答を求めている。滞在中に訪れた場所、就労した仕事、農場での仕事、収入と支出、WHM 制度についての意見、受けた教育や職業訓練などについて、幅広い質問が含まれている。

他方、WHM を雇用した使用者、約1,000人を対象に電話インタビューを行い、その半数から回答を得ている。事業の規模と業種、雇用した WHM の数とその仕事、地方の青年と WHM の比較、WHM 制度についての意見などについて、使用者から情報を収集している。

「調査レポート③」は、その調査結果を以下のように総括している¹⁸⁾。

- 1) WHM 制度の文化的・社会的目的は十分に達成されている。
- 2) WHM 制度はオーストラリア経済に経済的効果をもたらしている。雇用創造効果はあまり大きくない。WHM の支出効果は非常に高く、WHM 制度はむしろ一種の観光産業輸出プログラム (a tourism export program) であると理解される。
- 3) 地方の農業経営者は、WHM を良質の労働力として評価し、これを積極的に雇用している。
- 4) WHM は、労働力不足や技能労働者不足にはそれほど貢献していない。
- 5) 労働市場において WHM と競争関係にあるのは一般に低スキルの労働力であり、就学中の学生とも競争している。

以上5点のなかで、第2点が「調査レポート②」(2000年)と大きく異なる点である。WHM の雇用創造効果よりも、自己資金と就労

によって得られた資金を観光につぎ込むツーリストとして、その経済効果を高く評価しているのである。

2. オーストラリアの労働市場と WHM のインパクト

2-1. WHM の雇用創造効果

2007年度において WH ビザで入国した WHM の総数は134,388人である(表1)。2008年の調査によれば、WHM 一人当たりの支出総額は13,218ドルと推計される。全産業におけるオーストラリア一人当たりの週平均収入を1,200.8ドルとして、年間52週働くとすると、年間収入総額は62,442ドルとなる。これを13,218ドルで割ると、0.212という数値が出てくる。これは WHM 一人当たりの雇用創造率を示しており、これに WHM 総数を掛けると、WHM 全体で28,448の雇用が創造されたことになる。

他方、WHM 全体の総収入は6億3,920万ドルと推計される。1時間当たりの平均賃金を16.2ドルとして、週38時間で52週働くとすれば、年間収入総額は32,011ドルとなる。先の数字をこれで割ると、19,969という数値が出てくる。これは WHM 全体が1年間に実際に就労した仕事の総数である。雇用創造数28,448と実際仕事数19,969の差、8,479が正味の雇用創造数ということになる¹⁹⁾。これは2000年の雇用創造数8,000とあまり変わらない。しかし、2000年の WHM 数は8万人で2008年は13万5千人であったから、雇用創造効果は大きく下がっている。「調査レポート③」が WHM 制度の雇用創造効果を大きく評価しなかったことも十分に肯ける。

2-2. WHM の観光産業輸出効果

2007年度において WH ビザ入国者一人当たり支出総額は13,218ドルであった。入国者総数134,388人ではその支出総額17億7,763万ドルとなる。では、これらの金額はどのような用途に支出されてきたのであろうか。

表5によれば、最も多い支出項目は①滞在中の宿泊費で、次が②観光のための支出、③滞在中の交通費、④授業料、となっている。オーストラリアに滞在するかぎり①はいわば必要経費であるから、これが最も多いのは当然であろう。勉学だけの目的で入国するWHMの割合はそれほど高くないであろうから、④の授業料のための支出の構成比は小さい。

問題は、①の宿泊費と③の交通費の中には②の観光のための支出も含まれているのではないかということである。「調査レポート③」では、回答したWHMが②をどのように捉えているかは不明である。観光のために支出した宿泊費や

交通費を①や③に含ませて回答したWHMも多くいると思われる。

表6は、2007年度にオーストラリアに入国したWHMにその主要な入国理由について質問したものである。①は観光目的そのものであるが、⑩や⑪もそれに近いし、③⑥⑨にも観光目的が大いに含まれていると考えられる。また、④のオーストラリアで働きたいという理由や⑦のオーストラリアで勉強したいという理由を挙げたWHMの多くも、同時にオーストラリアにおける観光旅行も目的としていたであろうと思われる。

WHMの支出構造およびその主要な入国目的

表5 WHM全体の支出構造

支出項目	支出総額	割合
①宿泊のための支出 (Accommodation)	5億9,200万ドル	33.3%
②観光のための支出 (Tourism)	3億8,060万ドル	21.4%
③滞在中の交通費 (Transportation)	3億2,400万ドル	18.2%
④授業料のための支出 (Tuition)	9,700万ドル	5.5%
総計	17億7,763万ドル	

Source: Tan, Yan/ Richardson, Sue/ Lester, Laurence/Bai, Tracy/ Sun, Lulu (2009), *Evaluation of Australia's Working Holiday Maker (WHM) Program*, National Institute of Labour Studies, Flinders University, p. 37. Table 4-13.

表6 WHMとしてオーストラリアに来た主要な理由

主要な理由	回答数	割合 (%)
①Travel around Australia	13,411	67.4
②Experience living in Australia	13,029	65.5
③Always want to visit Australia	10,580	53.2
④Work in Australia	9,599	48.3
⑤Recommendation by friends or relatives	6,576	33.1
⑥Feel that Australia is a safe place to visit	4,336	21.8
⑦Study in Australia	4,127	20.8
⑧Visit friends or relatives	4,032	20.3
⑨Influenced by books and travel guides	2,605	13.1
⑩Visit several other countries in the region	2,423	12.2
⑪Surf	2,368	11.9

Source: Tan, Yan/ etc. (2009), p. 13. Table 2-6.

から見て、「調査レポート③」は、WHMを長期滞在型のツーリストと理解し、その経済的効果を観光産業への貢献と評価する。そして、WHM制度を一種の「観光産業輸出プログラム」(a tourism export program)ではないかと、これまでになく新しい視点を提出している。

2-3. 農業部門における労働力不足と WHM
「調査レポート③」(2008年)によれば、2007年度にWHMが就労した仕事で4%を超える職種は以下のようなものである²⁰⁾。

- ①果実・野菜の収穫作業 (picker) (19.6%)、
- ②ウェイター (12.6%)、③その他の農作業 (farm hand) (7.3%)、④清掃作業 (8.3%)、⑤炊事作業 (kitchen hand) (5.3%)、⑥バーの店員 (bar attendant) (4.6%)、となっている。

これらの仕事がWHM全体の仕事の57.7%を占めている。①と②は常に上位にあるが、2000年調査では27%であったものが、2008年調査では32.3%となっている。それだけ低スキルの仕事に従事するWHMが増えている。

産業別に見ると、2008年調査では、宿泊業部

門が32.7%、農業部門が23.3%となっている。2000年調査では農業部門で働くWHMの割合は10%であったが、2008年調査ではこれが23.3%と大きく伸びている。ほぼ三分の一に近いWHMが農業部門で働いていることになる。

このような変化の背景について「調査レポート③」は以下のような分析を行っている²¹⁾。もともと地方の農業部門では、とくに収穫期には大きな人手不足が生じていたが、2000年以降、労働力全体の高齢化とともに、とくに農業部門における労働力の高齢化が急速に進んできた。そのため地方の農業部門での労働力不足が深刻化してきた。それだけいっそうWHMに対するニーズが高まってきたと考えられる²²⁾。

さらに、使用者にとって地方の労働市場で労働力を調達することが依然として難しいことを「調査レポート③」は示している。使用者の48.7%は「非常に困難である」とし、31.7%は「かなり困難である」としている。表7は、使用者が指摘した困難さの理由について調査したものであるが、これまでの調査と比べて大きな変

表7 地方の労働市場で労働力を調達することが困難な理由

困難な理由	割合 (%) (注)
地方に十分な労働者が不足しているから	38.2
地方の労働者は必要なスキルをもっていないから	26.1
その他の産業のほうにより高い報酬の仕事があるから	14.4
地方の労働者は働こうとしないから	10.4
地方の労働者はこの種の仕事に関心をもっていないから	9.4
この仕事をするために遠くから来なければならないから	6.5
地方の労働者を信頼できないから	5.0
この仕事はあまりにも肉体的に過酷だから	4.7
就労時間に問題があるから	4.2
労働市場がひっ迫しているから	4.0
われわれが提供する仕事は短期間で季節的だから	3.7
英語以外の言語を話せる労働者が必要だから	2.7

Source: Tan, Yan/ etc. (2009), p. 50. Table 5-7.

(注) 複数の回答数を回答者総数で割ったもの。

化はない。表4は、WHMを進んで雇用する理由を使用者に聞いたものであったが、表7はちょうどその反対側を示している。

VII. 結 論

オーストラリアでは、農業部門において収穫期に労働力不足が生じ、これにどう対応するかが年来の課題となっていた。1999年5月、国会議員と農園業代表者によって「全国収穫トレイル・ワーキング・グループ」(National Harvest Trail Working Group)が結成された。結成の動機は、農業部門で不足する労働力をますますWHMに依存する度合いが高まっていることに危惧を覚えたことから来ている。同ワーキング・グループは、“若い移動可能なオーストラリア人”(young mobile Australian)を農業地帯の外からもっと調達することや、退職者や学生を動員することを提案している²³⁾。

他方、労働力不足を外国人労働者(guest-worker)によって補充する政策を展開してきた米国やカナダ、ヨーロッパ諸国に倣って、オーストラリアも「外国人労働者プログラム」(a guest-worker program)を導入したほうがいいのではないか、という議論も展開されてきた。農園経営者の多くはこれに賛同するものの、穀物や綿花、砂糖きびなどの収穫ではきわめて高価なハイテク農業機械が使用されているので、低スキルの外国人労働者を導入することには疑問視する声も強かった²⁴⁾。

しかし、2008年8月、オーストラリア政府は、「太平洋外国人労働者制度」(Pacific Guest Worker Scheme)を導入することに踏み切った。さし当たってはパイロット計画として、キリバス(Kiribati)、パプア・ニューギニア、トンガ、ヴァヌアツ(Vanuatu)について、2,500人を対象に短期就労ビザを発給して、農園産業に受け入れるというものである。2009年には50人のトンガ人がアーモンド収穫作業のためにビ

クトリア州へ受け入れられている。

とくに収穫期における農業部門の労働力不足がWHMに対するニーズを高めてきたことは、本稿で取り上げた三つのWHM調査レポートのいずれもが指摘するところである。しかし、労働力不足を補うことは、もともとWHM制度の本来の目的ではない。それにもかかわらず、WHMが労働力不足の緩和に貢献しているという現実がある。

農業部門をはじめ短期的な低スキルの労働部門に就労の機会が豊かにあるということは、WHMの目から見ると、観光や勉学に必要な資金を一時的就労によって得ながらワーキング・ホリデーを楽しむのに、オーストラリアほど有利な国はないということになる。そのことを裏返すと、「調査レポート③」が指摘していたように、WHMは本質的に長期滞在型のツーリストであり、その経済的効果から見て、WHM制度はむしろ「観光産業輸出プログラム」に他ならないという理解も成り立つことになる。

農業部門におけるとくに収穫期の労働力不足の解消にWHMが貢献しているという事実は、われわれに英国の「季節農業労働者計画」(Seasonal Agricultural Worker Scheme SAWS)を強く想起させる。18歳から25歳までの農業専門の学生を東ヨーロッパと旧ソ連から受け入れて、4月から11月までの6か月間、農業部門で就労するとともに“教育的・文化的経験”を学ぶ機会を与えるというものであった。2002年のデータでは、募集上限18,700人に対して、19,372人が入国を許可されている。最も多いのはポーランドからの学生で4,867人、次はウクライナで4,003人となっている²⁵⁾。この計画ははじめから農業労働力の補充を意図しており、WHM制度と同一視することはできないが、労働力不足問題への効果をあまりにも重視し始めると、オーストラリアのWHM制度も実質的に英国のSAWS計画と変わりのないものになって

いく恐れがあろう。

かつて旧西ドイツの外国人労働者問題に関心を寄せて論稿をまとめたことがあったが²⁶⁾、そのさい各国の外国人労働者問題についても少しばかり知見を得ることができた。中でもとくに興味を惹かれたのがオーストラリアの問題であった。オーストラリアは、労働力不足を一時的な外国人労働者の受入れによってではなく、移民政策によって解決してきたという、長い歴史があり、今日でもこの歴史は連綿と継続している。本稿のようなテーマ設定が可能であるということの背後には、このようなオーストラリア独自の歴史があり、1996年の「調査レポート①」に指摘されていたように、直接に表明されることはないとしても、WHMを将来の有望な移民候補者として期待するという観点は今日なお持続しているといわなければならない。

追記：2010年3月17日から24日までオーストラリアに出張し、パース市にある西オーストラリア大学(University of Western Australia)図書館において、オーストラリアの外国人労働者(Guest-Worker)問題に関する資料の探索・収集を行った。本稿で使用した資料は、このときに収集した資料の一部である。同大学のBusiness Library, Humanities and Social Sciences Library および Law Library にお世話になった。末尾ながら誌上を借りて御礼申し上げる次第である。

注

- 1) ちなみに、2010年現在、日本がワーキング・ホリデー制度について互恵的協定を結んでいる国は、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、韓国、ニュージーランド、台湾、香港、英国、アイルランド、デンマーク、の11ヶ国である。
- 2) Joint Standing Committee on Migration (1997), *Working Holiday Makers: More than Tourists*, Australian Government Publishing Service, p. 9.
- 3) オーストラリア専門職移民については、石井由香・関根政美・塩原良和『アジア系専門職移民の現在—変容するマルチカルチュラル・オーストラリア』慶応義塾大学出版会、2009年。McLaughlan, Gail/ Salt, John (2002), *Migration Policies towards Highly Skilled Foreign Workers*, Migration Research Unit, Geography Department, University College London.
- 4) Joint Standing Committee on Migration (1997), *Working Holiday Makers: More than Tourists*, Australian Government Publishing Service, p. 49.
- 5) Joint Standing Committee on Migration (1997), p. 42.
- 6) Joint Standing Committee on Migration (1997), p. 41.
- 7) Joint Standing Committee on Migration (1997), p. 42.
- 8) Joint Standing Committee on Migration (1997), p. 43.
- 9) 10) Joint Standing Committee on Migration (1997), p. 46.
- 11) Joint Standing Committee on Migration (1997), p. 47.
- 12) Webster, Elizabeth/Harding, Glenys (2002), *The Working Holiday Maker Scheme and the Australian Labour Market*, Melbourne Institute of Applied Economic and Social Research, University of Melbourne, p. 12.
- 13) Webster, Elizabeth/Harding, Glenys (2002), p. 8-9.
- 14) Webster, Elizabeth/Harding, Glenys (2002), p. 9-10.
- 15) Webster, Elizabeth/Harding, Glenys (2002), p. 26-27.
- 16) Webster, Elizabeth/Harding, Glenys (2002), p. 38.
- 17) Tan, Yan/ Richardson, Sue/ Lester, Laurence/ Bai, Tracy/ Sun, Lulu (2009), *Evaluation of Australia's Working Holiday Maker (WHM) Program*, National Institute of Labour Studies, Flinders University, p. 5-6.
- 18) Tan, Yan/ etc. (2009), p. I.
- 19) Tan, Yan/ etc. (2009), p. 38.
- 20) 21) Tan, Yan/ etc. (2009), p. 49.
- 22) 2009年6月から2010年2月にかけて9か月間、マーガレットリバー(西オーストラリア州)のブドウ農園で就労した一日本人WHMから以下のような報告を受けた。
 - 1) 職業紹介業者のオフィスを直接訪問して仕事を見つけた。
 - 2) ブドウ農園における仕事の種類と賃金は以下のものであった。
 - ①ブドウの剪定(6月～9月)：出来高賃金/ブドウの木一本につき50～60セント。
 - ②ワイヤリング(10月～11月/ワイヤを張ってブドウの成長を矯正)：時給17.50ドル。
 - ③レギング(11月～12月/根元の芽や雑草の除去) 出来高賃金1本10～20セント。
 - ④ワイヤドロップ(12月～1月/ワイヤの除去) 時給17.50ドル。
 - ⑤シューティング(1月～/病気の実の除去)：同上。
 - ⑥リーフドロップ(1月～/邪魔な葉の除去)：同上。

- ⑦ピッキング（3月～／元気で大きな実を摘み取る）：出来高賃金バケツ一杯20～30ドル。
- 3）同じ農園で約300人が働いていた。オーストラリア人以外に11ヶ国の人々が就労していた。
- 4）最近ビザのチェックが厳しくなったせいか、観光ビザで就労しているバックパッカーはあまり見かけなかった。
- 5）第2ビザを受給するためには第1ビザで同一使用者に3か月間雇用されていたという証明が必要だが、これを偽造したり他人に売ったりするというケースもあると聞いた。
- 6）農園での作業は自分のスキルと努力次第で短期間にかなり稼げる。剪定作業では1日200ドル稼いだこともあった。過酷な肉体労働で相当の忍耐と精神力を要求される。
- 7）いろいろな国から来た WHM と同じ部屋に住んだり同じ仕事したりすることを通じて、豊かな国際経験を蓄積することができた。日本人の WHM 同士が固まっていたのは、何の進歩もないだろう。
- 23) Millbank, Adrinne (2006), A Seasonal Guest-Worker Program for Australia? *Parliament Library, Research Brief*, p. 12.
- 24) Millbank, Adrinne (2006), p. 13.
- 25) Martin, Philip/Abella, Manolo/Kuptsch, Christane (2006), *Managing Labor Migration in the Twenty-first Century*, New Haven and London, p. 113-115.
- 26) 増田正勝「外国人労働者問題と西ドイツ経営」『山口経済学雑誌』第37巻第5・6号, 1988年9月。